

政令第三百五十三号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

二等陸佐	五十五年
二等海佐	五十五年
二等空佐	
三等陸佐	
三等海佐	五十五年
三等空佐	

を

二等陸佐	五十六年
二等海佐	五十六年
二等空佐	
三等陸佐	
三等海佐	五十六年
三等空佐	

に改める。

附 則

この政令は、令和二年十二月三十一日から施行する。